

令和3年度 東京家政学院大学
「新型コロナウイルス感染症対策支援奨学金」募集要項

○目的

この奨学金は、東京家政学院大学及び大学院に在籍する学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難となった学生に対する支援措置として、返還義務のない奨学金を後期の学納金に充当する制度です。

1. 対象者（出願資格）

本学に在籍する学部生及び大学院生（休学者、外国人留学生及び科目等履修生等を除く）で、生計維持者（原則父母）において、新型コロナウイルス感染症に起因する、次のいずれかの事由（(1)又は(2)）による家計急変が発生したことを証明できる者とする。

- (1) 国・地方公共団体又はその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する、公的支援の受給証明書の提出ができる者。

【対象の公的支援の例】

緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる)

－日本学生支援機構 web サイトでご確認ください。－

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

- (2) 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の令和2年の所得金額（「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額とする。）が令和元年の所得金額と比較し1/2以下となっていることが証明できる者。又は、令和3年の所得見込額（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に収入減少後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に、合理的な方法で算出されているものとする。例えば収入が減少した月の一か月の所得を12倍するなどにより算出）が、令和元年、もしくは、令和2年の所得金額と比較し、1/2以下となっている者。

考え方：1ヶ月の所得×12ヶ月が令和元年または令和2年の所得と比較し1/2以下となる場合も可

2. 家計基準

主たる家計支持者一人の令和3年（2021年）の所得見込額が、次の（1）又は（2）の家計基準に該当すること

- (1) 給与所得者 841万円以下
(2) 給与所得者以外 355万円以下

3. 給付額

給付額は、年間施設設備資金の半額（相当額）とします。

(1) 平成 30 年度以降の入学者及び令和 2 年度以降の編入学生（施設設備資金の半額相当額）

学部等	現代生活学部	人間栄養学部	人間生活学研究科
給付額	1 5 5 千円	1 7 5 千円	5 0 千円

(2) 平成 29 年度以前の入学者及び平成 31 年度以前の編入学生（施設設備資金の半額相当額）

学部等	現代生活学部
給付額	1 2 5 千円

4. 支援予定額（総額）

1, 0 0 0 万円

支援予定額を超えた場合は、給付額を基準に一律の圧縮率を定めて算出します。

※圧縮した場合、千円以下は切り捨てとします。

5. 給付期間

令和 3 年度のみ

6. 給付時期

令和 3 年 9 月

7. 給付方法

採用者の後期学納金に充当します。

8. 募集人数

上限なし

9. 応募締切

令和 3 年 7 月 2 6 日（月） 1 5 : 0 0 まで【必着】

※いかなる理由であっても、締切り後の受付はできません。

10. 提出方法

必ず応募書類一式をまとめてレターパックライトにて下記に郵送すること。

提出先：〒194-0292 東京都町田市相原町 2600 番地

東京家政学院大学 学務室

※レターパックライトの『品名』欄には【新型コロナウイルス感染症対策支援奨学金応募書類】と記入してください。

※千代田三番町キャンパスの学生は郵送先を間違えないようにしてください。

11. 提出書類

【全員提出】

- (1) 令和3年度東京家政学院大学「新型コロナウイルス感染対策支援奨学金」申請書
- (2) 住民票1通
 - ※家計を共にする家族全員が記載されているものでマイナンバーの記載が無いもの
 - ※自宅外通学で住民票を異動している方は、本人の住民票と実家の住民票の両方提出
- (3) 市区町村が発行する最新（令和3年度）の収入と所得が分かる証明書（生計を一にする全員分）
 - ※令和3年度（令和2年分）の課税証明書等
- (4) 家計基準に該当することが証明できる書類
 - ※令和3年給与所得見込証明書、令和3年中の一ヶ月分の給与明細など

【以下は、いずれか1つ】

- (5) 主たる家計支持者一人の令和2年の所得が令和元年の所得と比較し、1/2以下となることを証明するもの（令和2年と令和元年の源泉徴収票など）
 - (6) 主たる家計支持者一人の令和3年の所得見込が令和元年もしくは、令和2年の所得と比較し、1/2以下となることを証明するもの（令和3年の所得見込と令和元年もしくは令和2年の源泉徴収票など）
 - (7) 国・地方公共団体等の公的支援を受けていることが証明できる証明書のコピー
 - ※公的支援の証明書の例は、日本学生支援機構 web サイトで確認してください
- 提出された書類は返却しませんので、ご承知おきください。**

12. 審査方法

募集要項に記載の出願資格及び家計基準を基に審査し、決定します。

※本奨学金の給付額は、支援の上限額が決まっていることから、上限額を超えた場合は、給付額を基準に一律の圧縮率を定め算出しますので、給付額が減額となる場合があります。

※審査内容に関するお問合せは受付け出来ませんのでご了承ください。

13. 審査結果

令和3年8月頃に通知します。（予定）

14. 受給資格の取り消し及び奨学金返還

以下の場合には奨学金の受給資格を取り消し、奨学金を返還しなくてはなりません。

- (1) 申請書その他提出書類等に虚偽記載があったと判明したとき
- (2) 懲戒処分を受けた場合他、大学が奨学生としてふさわしくないと認めたとき

15. 個人情報の取り扱いについて

本奨学金で提出いただいた個人情報は、本奨学金審査の目的以外に使用することはありません。

16. 問合せ先

本奨学金についてのお問い合わせはメールでお願いいたします。

東京家政学院大学

学務室

メールアドレス：gakusei@kasei-gakuin.ac.jp